選 挙	選挙期日	令第53条又は第54条の規定による投票用紙の交付	令第59条の６、第59条の６の３又は第59条の６の４の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
			船長に対する交付	船員に対する交付			

備考

１　この証明書の有効期限は、交付の日から７年とする。

２　船員でなくなった場合等、令第18条第３項に規定する場合に該当するに至ったときは、この証明書を直ちに交付を受けた市区町村の選挙管理委員会に返さなければならない。